

## 越前市こどもの幸福条例

越前市子ども条例（平成24年越前市条例第8号）の全部を改正する。

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 協働及び役割（第4条一第11条）

第4章 私たちの取組（第12条一第18条）

第5章 こどもからの相談（第19条）

第6章 条例の周知及び計画の策定等（第20条・第21条）

#### 附則

全てのこどもは、生まれながらにして、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、個人としての権利があります。

こどもは、ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、意見を表明し、様々な活動に参加し、社会の一員として成長します。

こどもは、大人に成長していく過程で、個性と多様性が認められ、ありのままの自分であることを大切にされたいと願っています。

私たちは、こどもが生まれた時から持っている人間らしく生きる権利が侵されたり、こどもの健やかな成長が妨げられたりすることがあってはならないことを確信し、こどもが将来にわたって幸せを実感できるよう支援に取り組みます。

こどもは、このようなこどもの権利が保障された安心な環境の中で、自己を表して一歩ずつ確実に未来へと歩みを進めます。

私たちは、児童の権利に関する条約の精神及びこども基本法の理念を確認し、全てのこどもが幸せを実感できる社会を実現

するために、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、基本理念及び私たちの取組の基本となる事項を定め、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市がこどもが権利の主体であることを尊重し、協働して私たちの取組を実行することを通して、将来にわたり全てのこどもが、ありのままの自分を認めて受け入れ、自分らしく、自らが思う幸せを実感できることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において「こども」とは、市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所をする者であって、心と身体の成長の過程にあるものをいいます。

2 この条例において「家庭」とは、家族の形に関係なくこどもが生まれ育つ所をいいます。

3 この条例において「学校等」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらと同じような教育を行う機関並びに保育所及び認定こども園をいいます。

4 この条例において「地域自治組織」とは、自治振興会及び町内会をいいます。

5 この条例において「市民活動組織」とは、市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に市民のために活動する組織をいいます。

6 この条例において「児童福祉施設」とは、保育所、認定こども園、児童養護施設、障がい児を支援する施設、児童館その他児童福祉を増進する施設をいいます。

7 この条例において「事業者」とは、市内において事業又は

社会活動を行うものをいいます。

8 この条例において「市民」とは、市内に住み、勤め、通学し、又は通所する者をいい、「大人」とは、こどもを除いた市民をいいます。

9 この条例において「私たちの取組」とは、こどもが健やかに成長し幸せを実感できるよう家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市が、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念を踏まえ、その課題を共有してこどもにとって一番よいことを第一に考え実施すべき主な取組をいいます。

## 第2章 基本理念

（基本理念）

第3条 市及び市民は、日本国憲法の精神に従い定められた児童憲章及びこども基本法の理念にのっとり、こどもが権利を持った主体であることを確認し、次のこどもの権利を特に大切なものとしていきます。

(1) 基本的人権が守られ、差別されない権利

(2) 大事に育てられ、愛され、保護され、平等に教育を受けられる権利

(3) 自分の意見を表明でき、様々な活動に参画できる権利

(4) 自分の意見が尊重され、一番よいことを第一に考えてもらえる権利

## 第3章 協働及び役割

（協働）

第4条 家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市は、対等な立場で、この条例の目的を共有し、こどもの権利が将来にわたって保障されることを目指すとともに、こどもにとって一番よいことを第一に考え私たちの取組を進めます。

（家庭の役割）

第5条 家庭は、こどもの人格を形成し、基本的な生活習慣を養う機能を持っています。

2 家庭には、こどもを育てる最も大切な責任があります。

（学校等の役割）

第6条 学校等は、教育を通して、こどもが確かな学力や豊かな心、健やかな体などの生きる力を育むよう努め、一人一人のこどもが夢をもって将来を考える力を持てるよう支えます。

2 学校等は、一人一人の個性を尊重するとともに、お互いの権利を尊重し合う気持ちを育て、個々の状況に応じ、心身ともにたくましく生きるこどもを育てるよう努めます。

3 学校等は、地域の一員としてのこどもの意識及び実践力を育てるために、地域に開かれた学校等として地域の特色を生かした活動を展開するよう努めます。

（地域自治組織及び市民活動組織の役割）

第7条 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の施設、人材等を十分かつ効果的に活用し、こどもの居場所づくりを進めるよう努めます。

2 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の人材を活用し、世代を超えた交流等を図りながらこどもを育てる活動を展開するよう努めます。

3 地域自治組織及び市民活動組織は、地域住民の積極的な参加を促すことによりこどもにとって安全で安心な環境づくりに努めます。

（児童福祉施設の役割）

第8条 児童福祉施設は、こどもの福祉を増進するとともに、地域における子育て支援の拠点施設としての役割を担うよう努めます。

2 児童福祉施設は、こどもの立場を大切にした多様な福祉サ

ービスを総合的に提供するよう努めます。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、その事業者が雇用している者がこどもとの関わりを深めることができるよう配慮に努めます。

2 事業者は、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、市等が行う子育て支援に関する活動に協力するよう努めます。

（大人の役割）

第10条 大人は、こどもの権利を尊重し、こどもにとって一番よいことを第一に考え、こどもが社会の一員であることを認め、日常の触れ合いを通じて、こどもとの豊かな人間関係を作ることができるよう努めます。

2 大人は、こどもが表明する意見をこどもの年齢及び発達の程度に応じて十分に考慮するよう努めます。

3 大人は、子育てを地域全体で担わなければならない課題として共有し、こどもから信頼されるよう努めます。

（市の責務と役割）

第11条 市は、こどもの権利を保障するため、こどもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、この条例の目的を達成するため、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者及び市民の協働について調整を図り、私たちの取組を総合的かつ計画的に進めます。

#### 第4章 私たちの取組

（こどもの社会参加の促進）

第12条 こどもの社会参加の促進に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) こどもの心と身体の成長の過程に応じたこどもの心を豊かにする社会的活動の支援

(2) こどもが自らの意見、考えや思いを表明し、参画する機会の創出

(3) こどもとともに考えながら、こどもの自己実現を応援する機会の創出

(家庭への支援)

第13条 家庭への支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 仕事と子育てとの両立を図る家庭への支援の充実

(2) 個々の家庭の実情に応じた支援の充実

(親とこどもの健康増進のための支援)

第14条 親とこどもの健康増進のための支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 妊産婦及び乳幼児への切れ目ない支援体制の充実

(2) 親とこどもの心と身体の健康づくりに関する取組の充実  
(援助を必要とするこどもへの支援)

第15条 援助を必要とするこどもへの支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 児童虐待の早期発見及び早期対応並びに虐待を受けたこどもへの支援の充実

(2) 障がいのあるこどもの学校等での生活、仕事及び日常生活に関する継続的かつ総合的な支援

(3) ひとり親家庭の生活の安定に関する継続的かつ総合的な支援

(4) 外国語を母語とするこどもが充実した学校等での生活を送ることができるための継続的かつ総合的な支援

(5) 不登校又はひきこもりの状態にあるこども、いじめを受けているこども及びヤングケアラー等についての継続的かつ総合的な支援

(教育・保育の充実)

第16条 教育・保育の充実に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) こどもの確かな学力、豊かな心、健康及び体力を基礎とする生きる力を育てる教育・保育の充実
- (2) こども自身が夢を持って将来の可能性を開くことができるよう、自ら遊びかつ学ぶことができる教育・保育の推進
- (3) 子育てに伴う喜びを実感し、こどもの成長と一緒に喜び合える教育・保育の推進  
(安全で安心な環境づくり)

第17条 安全で安心な環境づくりに関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 地域全体でこどもを見守り育てる環境づくりの推進
- (2) こどもへの虐待、養育放棄、いじめ等を未然に防ぐための対策の強化  
(地域における支援)

第18条 地域における支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 地域の人材を生かしたこどもの社会性を育てる仕組みづくり
- (2) 地域において、こどもが安心して過ごし、自分らしく居られる多様な居場所づくりの推進

#### 第5章 こどもからの相談

(こどもからの相談)

第19条 市及び市民は、こどもからの相談にしっかりと耳を傾け、相談内容に応じて関係機関につなげ、必要な支援を図っていきます。

2 市は、こどもが身近な場所で家族や友達、先生、地域の大人等との関係を作りながら、困りごとや不安に感じていることを気軽に話すことができるよう、多様な相談の場づくりを

進めます。

## 第6章 条例の周知及び計画の策定等

(条例の周知)

第20条 市は、この条例の理念及び内容を一人でも多くの人に理解してもらい、私たちの取組をより進めるための活動を行います。

(こどもに関する計画の策定等)

第21条 市は、こどもに関する計画を立てるとき及び実施するときは、この条例の理念に従うとともに、こどもをはじめとした市民の意見が十分に反映されるよう努めます。

2 市は、こどもに関する計画の目的を達成するため、必要に応じてその計画を見直します。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。